

北上市行政手続における個人番号の利用等規則の一部を改正する規則

北上市行政手続における個人番号の利用等規則（平成27年北上市規則第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人番号を利用できる事務)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる条例別表第1各項の規則で定める事務は、当該各号に定める事務とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(特定個人情報の機関内利用)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる条例別表第2各項の規則で定める事務は、当該各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) 第1項 <u>北上市子ども等福祉医療費給付条例（平成7年北上市条例第13号）</u>による受給者証の交付の申請の受理又は当該申請に係る資格確認に関する事務及び同条例による給付の申請の受理又は当該申請に係る審査に関する事務 <u>本人、保護者、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は扶養義務者で主として生計を維持するものの所得に関する情報</u></p>	<p>(個人番号を利用できる事務)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる条例別表第1各項の規則で定める事務は、当該各号に定める事務とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 第5項 北上市子ども等福祉医療費給付条例（平成7年北上市条例第13号）による受給者証の交付の申請の受理又は当該申請に係る資格確認に関する事務及び同条例による給付の申請の受理又は当該申請に係る審査に関する事務</u></p> <p>(特定個人情報の機関内利用)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる条例別表第2各項の規則で定める事務は、当該各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) 第1項 北上市子ども等福祉医療費給付条例による受給者証の交付の申請の受理又は当該申請に係る資格確認に関する事務及び同条例による給付の申請の受理又は当該申請に係る審査に関する事務 <u>次に掲げる情報</u></p>

ア 本人、保護者、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は扶養義務者で主として生計を維持するものの所得に関する情報

イ 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険給付の資格者等に関する情報

(2)～(12) [略]

(2)～(12) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。